

令和4年 第2回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和4年2月10日（木曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第2回会議議事録

- 1 開催日時 令和4年2月10日 午後1時30分
- 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター
- 3 出席委員 17名
1番委員 榎 洸 武 重 2番委員 星 野 敏 雄 3番委員 内 海 博 光
4番委員 高 橋 公 利 5番委員 廣 田 尚 夫 6番委員 石 坂 哲 次
7番委員 今 井 育 男 9番委員 星 野 榮 一 10番委員 阿 部 均 司
12番委員 本 多 偉 男 13番委員 本 多 通 治 14番委員 原 澤 幸 好
15番委員 原 澤 章 16番委員 田 村 隆 司 17番委員 内 海 美 津 江
18番委員 高 宮 玉 江 19番委員 高 橋 久 美 子
- 4 欠席委員 2名
8番委員 吉 野 拓 夫 11番委員 森 下 一 郎
- 5 議事録署名委員
16番委員 田 村 隆 司 17番委員 内 海 美 津 江
- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
事務局長 中 澤 聡 書記 本 間 泉 書記 小 林 紀 之
書記 我 妻 園 華
- 7 会議に附した事件
議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第7号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）

協議事項・報告事項

- (1)農地法第18条第6項の規定による通知について
- (2)制限除外の農地等異動通知書について
- (3)農業経営改善計画の認定について
- (4)みなかみ町農地利用最適化推進委員候補者の選考について

その他

- 8 会議の成立
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理内海美津江開会を宣す。

開 会 末

議 長 星野敏雄職務代理議長となり、議事録署名委員に16番田村隆司委員・17番内海美津江委員を指名し議事に入る。
それでは、4番の議事に入ります。

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、1ページをお開き下さい。

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。

次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。

別紙記入事件、2件になります。

次のページをお開き下さい。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

それでは、1番につきまして高橋公利委員さんに調査をお願いいたします。それでは、申し上げます。

4番委員

4番の〇〇地区担当の高橋公利です。

農地法5条の申請の調査結果についてご報告いたします。

申請地は、〇の信号から〇〇に抜ける道沿いの〇〇地区の中ほどにあります。

申請者の関係なんですが、名字違いますが実の息子さんです。お母さんと実の息子さんとの関係になります。

土地ですが、一見広そうなんですが、実は西側、林がありまして、あそこはかなり猿が出没しまして、なかなか農作物を作りにくいようであるところです。また、その土地ですが、平面に見えますが、横から見ますとかなり段差がありまして、この下側の土地とかなり段差がありまして、そこにあった農地用の土地としては特に農作業に問題あるような形になっています。

さらに、その農地の上です、上側が実家です。実家のすぐ前ということになりまして、消防士をされている息子さんが帰ってきてそこに家を建てるということです。

先ほど、事務局からありましたが、昨年、農振を除外されているということです。

さらに、ということで、転用確実性につきましてですが、申請書や見積書、計画書等の確認ができて、許可が下りましたら春から着工したいということでしたが、実行は確実と思われず。

その他、面積や周辺の営農やその他の作物についてですが、特に問題はなさそうで、隣接しているところも自分の家ということなので、もうほぼおばあちゃんたちで耕している程度なので一切問題はないということで、その他の想定される懸案事項もないようで、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

それでは、この件についてご意見等がありましたらお願いいたします。

ないようですので、許可相当と認めます。よろしいでしょうか。

（「はい」の声）

次に、2番の月夜野地区の廣田委員さんに調査報告をお願いしております。

よろしくお願ひいたします。

5番委員

5番の〇〇の廣田です。

農地法第5条による申請事案の調査結果についてご報告いたします。

場所的には、〇〇より西へ大体300mほどの田んぼにあります。2月5日の土曜に現地を見てきました。親の田んぼに一般住宅提供という計画で、現地は稲刈り済みの田んぼの状態になっており、道路や田畑に囲まれていました。仮のくいが、〇〇のテープが印してありました。8日、火曜日に住宅着工の意思確認が済みました。

确实性ですが、申請書、設計書、見積書、単価の証明書、融資等の意思も確認でき、実行は确实と思われます。

申請面積の妥当性ですが、申請面積が314㎡ということで、周辺の住居からも適当と思われます。

周辺農地の営農条件への支障の有無や転用することによって生ずる付近の農地の作物の被害の防除措置の適用ですが、現地は道路と田畑に囲まれ、連続性のない農地で、支障が発生する見込みはないと思われます。また、想定される被害等もないと思ひます。

その他、想定される懸案事項は特に見当たりません。

よろしくご審議をお願ひいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、この農地について意見等がありましたらお願ひいたします。

ないようですので、許可相当と認めます。よろしくお願ひいたします。

次に、議案第7号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）というので、事務局の説明をお願ひいたします。

事務局

3ページをお開きください。

議案第7号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があつたので承認を求めらる。

別紙記入事件、12件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上、よろしくお願ひいたします。

議 長

ありがとうございました。

この件につきまして、意見等ありましたらお願ひいたします。

ないようですので、承認をしてもよろしいですか。

（「はい」の声）

はい、ありがとうございます。

次は、報告事項になります。

報告事項の農地法第18条第6項の規定による通知について。

以下に4つありますけれども、事務局の説明をお願ひいたします。

事務局 8ページをお開きください。
◇（議案書・順次、朗読説明）
以上、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
これにつきまして質問等ありましたらお願いいたします。
ないようですので、受理するということできたいと思います。よろしくお
願いします。
次に、協議事項の（2）番、農地法第5条第1項第8号による届出について
の報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 そうしましたら、9ページをお開きください。
協議事項・報告事項の（2）でございます。
農地法第5条第1項第8号（農地法施行規則第53条第1項第14号）によ
る届出について報告いたします。
◇（議案書・順次、朗読説明）
以上、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
報告事項が〇〇からの基地局の設定ということで届出がありましたのでご
報告いたします。よろしくお願いいたします。
次に、報告事項の（3）、農業経営改善計画の認定についてということで、
事務局よりお願いいたします。

事務局 続きまして、10ページをお開きください。
協議事項・報告事項（3）になります。農業経営改善計画の認定について報
告いたします。
今回の内容につきましては、継続2件となります。認定日は、それぞれ令和
4年1月10日と、令和4年2月9日となります。
恐れ入りますが、詳細内容につきましては、記載のとおりとなりますので、
ご確認いただけますようお願い申し上げます。
以上、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
報告事項が終わりました。これは受理するということですのでよろしくお願いいたします。
次に、6番、その他ということで、何かありますか。

事務局 すみません、最後の（4）番も、この際、みなかみ町農地利用最適化推進委
員の候補者の選考についてということで、今回、ちょっとご報告をさせていただ
ければと思いますが。

議長 はい。

事務局 ちょっと見づらいんですが、A4版の横版のこのような書類と、参考という

ことで農業委員さんの名簿を、選考名簿というか資料として作りました。

規則によると、その農地利用最適化推進委員の選考については、農業委員会の会議で選考するというお話になっております。これは変更とか、重複した地区があった場合に選考するというような内容になっていると思いますので、ご確認いただければと思うんですが、名前と地区を後で読み上げますので、最後に一括してご意見いただければと思いますので、ご確認いただければと思います。

では、着座にて読み上げさせていただきます。

◇（名簿朗読）

以上、25名、推薦を受けた者の人数も25名でございました。

皆さんのおかげで、後続というか、継続の人もいらっしゃるんですが、このようなメンバーの推薦となっております。重複、変更等はございませんので、皆さんのご承認をいただければ、もう次の任期に農業委員会長が指名して推進委員となる予定でございます。

なお、この後、来週の月曜日からみなかみ町のホームページにて、一部住所、生年月日、連絡先等を伏せて公表するようで、来月になったら任命されるという状況になります。こちらの利用については、個人情報が多く含まれますので、本日、審議終わって閉会となった後に回収させていただきます。受付、この場所に机の上に箱を用意させていただきましたので、こちらの書類等はご参考に農業委員さんの選考でもお配りさせていただいていたんですが、お持ちいただいて大変申し訳ないんですが、今回、回収させていただいたときにもし必要であれば月曜日以降に、インターネットホームページによる閲覧、閲読等ができますので、そちらのほうで対応をお願いできればと存じます。

事務局のほうの説明は以上でございます。一括でご意見いただければと思います。よろしく申し上げます。

議 長 意見は聞きますか。

事務局 特に気がついた点がなければご承認いただければと思うんですが。

議 長 意見がなければ承認という形で認めたいと思います。よろしいですか。

（「異議なし」の声）

ありがとうございます。

事務局 以上で事務局のほうから協議・報告事項は全て終了であります。以上です。

議 長 それでは、6番のその他ということで何かありますか。

事務局 そうしたら、報告が4点ほどございます。

まず、1点目ですが、資料「農地付き空き家の県内事例について」。こちら、下限面積がということですが、小林より説明がございました。

事務局 お手元にA4の縦の新聞記事のちょっと判こを押していただいたものをご用意いただけますでしょうか。

この資料の説明の前に、昨年5月の定例会のその他のところにおきまして、農地法第3条第2項第5号の別段面積の基準の設定ということで、当時、お話しをさせていただいたところでございます。

その際には、観光商工課の担当者も同席の上、資料を用いて、いわゆる移住・定住関連としまして、空き家住宅における農地についてを触れさせていただいたところでございます。

みなかみ町におきましてもそのような状況にあるというところで認識をしていただいているのかなというところですよ。

そんな中で、県内における事例ということで、先ほどのちょっと資料を用意させていただきました。

お手元の資料をご覧くださいますと、向かって左側でございますのが、〇〇の記事でございます。続いて、右側でございますのが、〇〇の記事でございます。両方とも記載時期等はそれぞれ異なりますが、両方とも〇〇新聞に記載された内容でございます。

まず、〇〇の記事についてでございますが、当時、県内初めての取組だったということでございます。

昨年6月25日より、下限面積については市内一律全域30a、いわゆる3反ということになってきているそうです。そんな中でこういった記事が掲載されました。

その後、ちょっと資料をつけていないんですけども、〇〇のちょっと要綱を一文読み上げさせていただきたいと思います。

「登録空き家等に付随する農地についてですが、当該登録空き家等に付随する農地に係る区域を設定区域とみなし、別段の面積を1aとする」。続いて、「登録空き家等に付随する農地として農業委員会の指定を受けようとする者は、別段の面積を定める区域の指定申請書に次の掲げる書類を添付して農業委員会に申請しなければならない」というふうになります。また、「農業委員会は、登録空き家等に付随する農地の指定又は当該指定の解除をする場合は、総会の決定を経るものとする」ということが書かれております。

端的に申し上げますと、移住者・定住者の就農を促進するため、農地付き空き家という条件の範囲の中で、関係者からの申出を受ける形で事前に把握した上で区域として設定するものとなっております。

ですので、一般的な下限面積のルールというのは、あくまで30aということでご認識いただきたいと思います。農地付き空き家等はそういった条件、申請することによって、言い方は悪いかもですけども、処分を受けるというようなことになっております。

〇〇の記事においてもほぼ同様の内容でございます。

そういったところで、県内でも農業委員会がこういった取組をしているということをお伝えしてみました。

裏面になるんですけども、県外の情報というところで、〇〇の取組ということで上げさせていただきました。基本的な内容は〇〇、〇〇と同じなんですけど、農地付き空き家の下限面積というところが1a、1平米から取得ができるということをお伝えしております。

手続についても、〇〇と〇〇の手続とほぼ同じでございます。こういった形で少しでもそういった面積の少ない、どちらかという宅地に付随しているような農地、言い換えれば家庭菜園的な農地の利用というものを、宅地で耕して

いってみようということでございます。

いろんなご意見があるかと思いますが、可能であるならば、みなかみ町としても、3月、4月頃をめぐりにたたき台というものをちょっと大きくさせていただいて、皆さんにちょっとご審議していただければというふうに考えております。

まずは資料の提供ということで、本日、ご用意させていただきました。

以上、よろしく申し上げます。

1 番委員

これは町で取り組むということ。これはこれをするということかな。

それと、それから、農家台帳というのはそこにもう記載されて、そこでその解釈をして認定しているということ。

事務局

いえ、現段階、調整させていただきますけれども、条件付で農地を貸し借りできるようになるということですので、農地台帳には当然記載されて、その内容についても、例えば制限を設ける場合もありますし、〇〇さんのその記事なんか見ると、もう売買まで含めてというのもございます。その辺をもう一度諮らせていただいて、売買として。ただ、農業者の場合は、まだ認定農業者とかの制度もありますので、本気で就農を考えて、例えばもっと広くやりたいとか、真剣に小さいのを幾つかやりたいよという場合は、その旨伺って、農業者として新規就農したいというような場合は、その相談、前段としてそれを受けることはあると思いますけれども、その後段、認定農業者の手続も含めて、改善計画、営農計画も相談した上で、農業者が正式な営農ができる農業者になるという形になろうかと思えます。

あと、取組として、新聞記事にあったとおり、新規就農者を促進するというのにおいては、あるのか、ないのか。当然、どこに農地を借りられるのという話になって、指定した農地を審議して、この程度、要は空き家が、例えば空き家対策で借りる、空き家が近隣のいきなり土地改良区の真ん中の農地を出すということじゃなくて、この農地であるのであれば他の農業に影響はないだろう、少ないだろうという農地から貸し出すことができる、借りることができる制度として持って行って、少しでも遊休農地の対策、もしくは就農に寄与するような状況であれば許可をしていきたいというような内容になろうかと思えます。

1 番委員

だから町は進めたいの。それと、もしこれをあれして農業で認定されたら新規就農みたいな形になるのか、どういう扱いを受けるの。

事務局

いえ、新規就農はその次の段階だと思います。まずは、先にちょっと思い出させていただくと、空き家対策の担当に1回資料を提供してもらいながら説明させていただいたかと思えますけれども、その段で、まず空き家を借りたいという意見と付随して農地も借りられないかという意見があまりにも多い。それはよっては家庭菜園程度のところで一緒にやりたいよ、移住するのにそういうのができないかねという意見の方と、それも家庭菜園もそうなんだけれども、もうちょっと真剣に農業をやってみたいという意見も、昨年、私が来てからもかなり件数がありますので、いきなりじゃでかくやるか、要は営農計画書を作ってどういうことをやるのかという話でなくて、やりたいことに沿ってであれ

ば、まずは小さい面積からやってみてはどうかという話。これが発展して
いって、新規就農者、営農計画書やめどが立ったのもう少し規模をでかくし
たいというような話なら、じゃ、どういう農業をしたいとか、それを計画をす
るとというのが、先ほど、今日諮った認定農業者の制度なり、農業改善計画とい
うような話ですから、そこに導く。で、どのぐらいの度合いで真剣にやりたい
のかでさらに農地を追加して、見つけてやる、要は相談に乗って農地をあっせ
んするみたいなことが農業委員会のところであると思いますので、いずれにし
ても遊休農地対策になると考えています。

1 番議員

もうこの予算化しているか、否か。まだなら予算についてはもう。

事務局

まだそれを予算化はしていません。

まずは特例、今まで下限面積、例えば10a、30aとあったところを、そ
こは当然見直す協議をこの後させていただくのはもちろんなんですけれども、
それにプラス、〇〇とか、〇〇さんも昨年からはじめていますから、やはり同じ
意図で、空き家対策と、移住促進と、新規就農の窓口ということで、追々、み
ななみ町の遊休農地、空き家対策もしておりますけれども、それをセットで
という考え方で移住促進を図れることに意義があると考えまして、特例の情報に
よって指定した農地について許可制で賃貸もしくは移転までできる制度にと
いうものを考えております。

今回、資料をご覧になっていただいて、次回なりに、大変恐縮なんですけれ
ども、ベテランの農業委員さん、経験がある農業委員さんに最後のお仕事で
意見をいただいて、ぜひ最終、4月10日の農業委員会でちょうど年度新た
になりますので、5月から施行できるようにご意見いただいて、できれば進め
たいと存じ上げますので、できればご意見を次回の次々回にいただけて制度
化したいと考えています。

については、次回、通常の下限面積、いわゆる10a、30aの見直し等も含
めて、特例をこちらの空き家の対策とのセットで特例を設けたいというのを
たたき台をご覧になってご意見いただきたいと考えております。よろしくお願
いいたします。

議 長

ありがとうございました。

以上で全体・・・

事務局

すみません、まだあと数点ございますので、もう少々お時間いただければ
と思います。

続きまして、資料の「農業者の皆さんへ」ということで、農地の安心な土地
改良を進めましょうというチラシを用意させていただきました。こちらを
です。

事務局

お世話になります。本間です。

こちらの「農業者の皆さんへ」というチラシについてでございます。

農地の貸し借りにおいては、農業委員会での手順をお願いする旨の通知内容
となっております。今回、水田の所有者様、耕作者様に約2,000名様に農
政係に共済のご案内がありましたので、併せてこちらの用紙を同封させて配付

させていただきました。皆さんには農家さんとの橋渡し役ということでお世話になるものでもありますので、ご了承いただけたら配送を実施をさせていただきます。何とぞよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

続きまして、今度、3点目、猿大型捕獲檻設置箇所についてをご覧くださいればと思います。

前回にちょっとお話されて、いや、これ実際どこにつくったのかというお話をいただきましたので、今回、この前早速行われた議会での委員会で配られた、報告させてもらった資料なんですけど、大ざっぱにこの3か所に設置をさせていただきました。

この大型檻というのは、群れをまとめて捕っちゃうというようなタイプのものでございます。写真にちょっと一部写っているんですが、リンゴ農家さんにご協力いただいて、誘引用の餌が入った写真があるかと思うんですけども、最初は出入り自由にしておいて、警戒度を下げておいて、その後にいっぱい入るようになったところで下げると。この表どおりにしてございます。まだちょっと具体的な成果は上がっていないんですが、12月の中旬過ぎから設置させていただいて、まだ様子を見ているというような状況でございますので、この後の成果を大変期待しているところでございますが、場所の質問等がありましたので常任委員会の資料を用意させていただきました。

続いて、もう一つなんですけれども、今回黄色い防災I n f oみなかみという、資料を用意させていただきました。

こちら、何ですか、防災無線の代わりになるようなものでございます。スマートフォンにアプリ、いろいろな何というんですか、プログラムをインストールして、メールによりそのアプリの中に入った方にこういう情報が行くような形になっています。町の課題であった防災通信の、切り札というか、ようやく施行が始まりましたので、ぜひ皆さんにも導入をお願いをできればと思っております。

ご覧になっていただいて、もし分からないようであれば、私どものほうに聞いていただければ、登録方法をお教えします。そういうお話をできます。させていただきます。各地区ごとにその防災情報が送れるような仕組みとなっておりますのでその設定、そんなに難しくはないんですが、ぜひお試しいただければと存じます。私も1人で入れましたので、どうかよろしくお願いいたします。

町報とか、この後全戸配布のチラシもお送りするようなもので重複することもあるかと思いますが、農業委員さんについては先に情報提供ということで用意をさせていただきました。どうぞ、担当からぜひ皆さんに使ってもらえるようよろしくお願いいたしますということなので、推進したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

続いて、収入保険の補助金について、来年度の、今シーズンとか昨シーズン、春に大分、リンゴ農家さんとか、サクランボ農家さんとか大分被害に遭われました。ちょっと確認させていただいたところ、条件が青色申告をしている農家さんという話で、その青色申告されている農家さん、かなり実際にはいらっしやっただようなんですけれども、これをされる人が少ない。それで推進するとい

うことで、来年度、補助金を用意させていただきましたので、その補助金の支給について農政係の係長の田村より説明がありますのでよろしくお願いいたします。

農政係

お疲れさまでございます。農政係の田村と申します。よろしくお願い致します。

ちょっと資料がまだ作成をしていただいているところで、お手元に見ていただけないということで申し訳ないんですけども、1点、その資料ができる前に委員様方におつなぎしたいと思っているところでございます。

次長のほうからもお話があったように、昨今、新型コロナの影響だとか、自然災害だとか、いろんな農業者の方が、収入減収が危ぶまれるということも伺っておりますし、現実にならなっているということでございます。

農済のほうで収入保険という制度がございまして、収入保険に入られるためには先ほどご説明あったみたいな青色申告というのが条件ということになっていますが、なかなかその収入保険という制度を、ものの内容とかそういうのはもう農済の方々がいるところを含む会議等でお話していただいて、少しずつ増えている。隣の市もこの農済のやり方で加入者は増えているということですけども、また、だから加入件数が増えているのもありまして、町としても何か農業経営者の方々に支援ができないかということで考えまして、3年間にわたって農業者の方々に助成をするようなことになりました。

助成は、助成金は1回のみという形になるんですけども、条件に保険料が上限5万円で、助成金1回、ただし助成金1回のみで上限5万円を助成をしようということになりました。ですから、10万円とか、20万円とかあったとしても上限があるので、農業者さん1回。その下にあります3万5,000円なんですけれども、それだとすれば満額1回助成させていただきたいというように考えております。

これからホームページだとか、回覧だとか等で農業者の皆様には告知をして、できるだけ収入保険に入っていただいて、災害等、経営の収入の減少があっても続けて農業をできるような仕組みをしていきたいということで、まだ通知文とか冊子とかというのが作成中なもので皆さんにお示しができないんですが、まず委員さんの方々にお知らせをしておくということで、もうしばらく、また新しく始まると何か分からないということがありましたら、農政係のほうへご連絡いただければと思っているところです。よろしくお願いいたします。

事務局

事務局のほうからご連絡をした点は以上なんですけど、だけれども収入保険の制度的にちょっと分かりづらいところもあるんですけども、基金に積み立てる部分と掛金部分というのがあって、およそ1,000万円ぐらいでその掛金部分についてはおおよそ5万円前後ぐらいなので、その掛金部分についてはほぼその補助金でフォローできるような仕組みになっております。

調べたところ、23件ぐらい既にもう入っている方もいらっしゃるんですけど、もちろんその方については入っているという事実があれば、その分について助成ができる。農業者さんについては1回は収入保険入っているよということで、条件で1回は5万円上限に助成を受けられるというような制度でございまして、ぜひご検討いただくことと、もし、問合せがあった場合に、簡単に説明していただいて、分からないことは農政係のほうへお問合せいただくように、資料もこれから配付みたいですので、よろしくお願いできればと思います。

その他のところについては以上で、用意させていただいたのは以上になります。

それでは、ありがとうございました。

用意したものは以上で、議事、報告については全てとなります。

次第の7の閉会を内海代理にもう一度宣言をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

閉会

みなかみ町農業委員会職務代理内海美津江閉会を宣す。

〔午後2時23分〕